

道路沿いの家の皆さんへ

- 歩道の除雪は地域の皆さんの協力で
歩道の除雪は、地域の皆さんで協力して行いましょう。
- 屋根の雪処理は各家庭または地域の皆さんの協力で
屋根の雪が道路に落ちると、交通事故につながり、大変危険です。屋根になだれ止めを付けたり、事前に雪下ろしをするなど、対策をしましょう。落雪した場合も、各家庭または地域の皆さんで行いましょう。
- 消火栓や防火水槽まわりの除雪は地域の皆さんの協力で
消火栓・防火水槽は、いつでも使用できるよう、あらかじめ協力体制を整えて除雪しましょう。
- 道路に雪を出すことはやめましょう
道路への排雪は交通事故のもとです。絶対にやめましょう。
- 玄関先の除雪は各家庭で
除雪車が通った後、玄関先に雪が残ることがあります。除雪車は広い地域を短時間で一気に除雪しなければならず、玄関先までは手が回りません。玄関先の雪は、各家庭で除雪をお願いします。
- 降雪により倒れそうな生垣や植栽、竹林などの手入れを
除雪の妨げにならないよう、各家庭で日頃より維持管理に努めましょう。
- 道路わきの支障物は降雪前に必ず撤去を
側溝や路肩に積んである材木や資材は、除雪の妨げになります。必ず撤去しましょう。
- 重要物には旗竿などで目印を
除雪で損傷を受けないよう、移転をするか目印を付けましょう。



ドライバーの皆さんへ

- 路上駐車は絶対にやめましょう
路上駐車は除雪作業の障害となり、多くの人の迷惑になります。
- 除雪作業中は道路を一時通行止めにする場合があります
除雪作業中は、危険防止や効率的な除雪作業のため、除雪中の区間を通行止めにする場合があります。
- 通行は歩行者を優先に
雪道は特に道幅が狭くなります。歩行者に配慮して通行しましょう。

【その他】

- 除雪車が通った直後の道路は滑りやすいので注意しましょう。
- 作業中の除雪車は、危険ですので近づかないで下さい。
- 除雪作業は、なるべく早い時間帯に実施するよう努めていますが、除雪・積雪状況によって時間帯が遅れる場合もありますのでご理解ください。



冬季は気温が低下することで、水道管が凍結して破裂するおそれがあります。凍結防止に努めましょう。

◆こんな時は要注意！

- ① 厳しい寒さが続いた。
- ② 家を留守にするなど長期間水道を使用しない。
- ③ 水道管が風通しの良い場所に露出配管されている。

◆凍結防止の方法

- ① 防寒の不十分な水道管は、電気で保温するか、保温材（発砲スチロール・ウレタン・布）などを巻く。
- ② 「水抜き栓」で水道管の水抜きをする。
- ③ 水道管に直接風が当たらないようにする。

◆凍結したら…

ドライバーなどの温風を凍結した部分にあてるか、蛇口を全開にし、凍結した部分に布などを巻き、ぬるま湯を繰り返しゆっくりとかける。
※無理に蛇口をひねったり、熱湯を直接かけたりすると、水道管が破損するおそれがあります。

◆水道管の破損や解凍ができない場合

最寄りの市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。修繕費用は個人負担です。
※市指定給水装置工事事業者は、市のホームページをご覧ください。

関上下水道局 上下水道課 ☎82-1527

◆ 令和2年度 預かり保育・放課後児童クラブの利用者募集 ◆

●対象児童

仕事などのため、保護者が昼間家庭で保育をすることが困難な幼稚園児や小学生
①預かり保育…幼稚園児
②放課後児童クラブ…小学校1～6年生
※ご家庭で送迎可能な児童が対象です。

●申込方法

こども未来課または各施設で所定の申込書・就労証明書を取得し、必要書類を添えて受付期間内に提出してください。
※市ホームページからも取得できます。

●受付期間 令和2年1月6日(月)～31日(金)

●必要書類

①申込書
②就労証明書(児童の父母および祖父母それぞれの就労証明書を提出してください。)
※祖父母とは、令和2年4月1日現在、65歳未満で同居の方を指します。
(別世帯であっても、同一敷地内に居住する場合は同居とみなします)
※就労証明書は、きょうだいで同時に申し込む場合は、1部で結構です。

●その他

- 土曜日、長期休業期間中の開設時間や休日については、申し込み時にご確認ください。
- 保護者負担金(おやつ代や行事経費)など、詳しくは申し込み時にご確認ください。
- 認定こども園わかくさでは、申し込み・問い合わせを受け付けていません。
- 希望者が定員を超えた場合は、基準により選考を行いますのでご了承ください。

関・申 こども未来課 ☎82-1000 滝根幼稚園 ☎78-3636 三世代ふれあい交流館 ☎78-1112 大越こども園 ☎68-3555 都路こども園 ☎75-3121 常葉幼稚園 ☎77-2096 常葉児童生活センター ☎77-2080 船引児童館 ☎82-0690

●実施場所・定員・提出先・時間

平日の開設時間…授業終了後～午後7時

施設	定員		提出先
	預かり保育(幼稚園児)	放課後児童クラブ(小学生)	
滝根幼稚園	50人	—	滝根幼稚園
三世代ふれあい交流館	—	40人	三世代ふれあい交流館
大越こども園	40人	—	大越こども園
大越行政局	—	40人	都路こども園
都路こども園	30人	30人	都路こども園
常葉幼稚園	40人	—	常葉幼稚園
常葉児童生活センター	—	40人	常葉児童生活センター
船引公民館	—	100人 (小学4～6年生対象)	こども未来課
認定こども園わかくさ	—	160人 (小学1～3年生対象)	
瀬川幼稚園舎	—	40人	
美山小学校	—	40人	
緑幼稚園	—	40人	
船引南幼稚園	—	40人	

※利用希望者が4人以下の放課後児童クラブは実施しません。

◆ 猪狩俊郎人材育成基金制度のお知らせ ◆

本市出身の弁護士・故猪狩俊郎先生の寄付を原資として、国際的な感覚とコミュニケーション能力を持つ人材を育成するため、高校生のアメリカ合衆国への留学に必要な経費を支援します。

【対象者】 次の条件をすべて満たす方

- ① 市内に住所を有し、高等学校の第1～3学年に在籍する生徒であること。
- ② 過去3年間の英語の5段階評価の平均が4以上であり、教科全体の評価平均も3.5以上であること。
※在学中の成績証明および中学校の成績証明書が必要となります。
- ③ 在籍高校が留学を許可していること。
- ④ 希望者の保護者が留学に同意するとともに、これに伴う経費を負担できること。
- ⑤ 心身ともに健康で、異文化理解の習得に熱心であり、留学を真に希望するものであること。

- 留学先 アメリカ合衆国
- 留学期間 1年間(留学先の1学年)
- 対象経費 渡航に係る往復費用、留学先の学費(教科書代含む)、住居費などの滞在費。
なお、留学支援業者委託の場合は、仕様内容のうち該当するもの。
- 対象外経費 留学準備に係る一切の経費
- 留学生採用者数 若干名
※制度の申請は、留学先および経費が確定してから行います。採用は審査会で決定します。詳しくはお問い合わせください。

